解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五階

医療法人社団相生会

清算人　中西比呂子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により、令和八年九月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

東京都葛飾区堀切三丁目五番二号一階

医療法人社団敬芳会

清算人　山崎　眞澄

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月三十日滋賀県知事の認証を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

滋賀県彦根市千尋町三九番地　妙福寺

清算人　浅野　法子

解散公告（第二回）

当組合は、存続期間満了により令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

福岡市中央区渡辺通二丁目一―八二第二別館三階　九電料金ユニオン

清算人　赤崎　伸一

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月二十七日富山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

富山県高岡市清水町一丁目一番二四号

宗教法人聞光寺

清算人　太田　悠史

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十五日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

静岡県富士宮市朝日町六番二三号

医療法人社団けんせい

清算人　渡邉　弘子

解散公告（第三回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月四日

長崎市平和町八番七号

医療法人社団昭成会岩永医院

清算人　岩永美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北三条東三丁目一番地、最後の住所札幌市白石区北郷三条四丁目三番二四号　被相続人　亡　吉田　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

札幌市中央区大通西九丁目三番三三　キタコーセンタービルディング八階太田・遠藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　遠藤　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　工藤　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地四三

中林・實籾法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中林　弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷一丁目三〇番地一、最後の住所仙台市泉区寺岡一丁目二五番地の一　エバーグリーンシティ寺岡　被相続人　亡　主藤　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

仙台市青葉区一番町一丁目一二番二〇号ライオンズマンション一番町一一〇五　弁護士法人希望

相続財産清算人　弁護士　中谷　洸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市中町六六番地一、最後の住所福島県福島市曽根田町三番二一号メープルハイム苑華　被相続人　亡　本間文佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

福島県福島市松木町七番一七号　あぶくま法律事務所

相続財産清算人　弁護士　鈴木　雅貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市今市一一一番地、最後の住所栃木県日光市若杉町一〇九八番地五　被相続人　亡　桑原　恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

栃木県日光市並木町一番地一七マイルド・ブリーズ一〇三

相続財産清算人　司法書士　荒川　剛栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚九一一番地、最後の住所　被相続人　亡　猪越　環

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

群馬県高崎市緑町一―二五―五ＹＫビル緑町二〇七西村法律事務所

相続財産清算人　西村　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北橘町小室乙五一一番地、最後の住所群馬県渋川市北橘町八崎一一三二番地　被相続人　亡　今井　陽弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二〇二

相続財産清算人　弁護士　長谷川亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡鳩山町大字大橋二三〇番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大森　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

埼玉県川越市通町五番地五シンザンⅢ二〇一号内田敦法律事務所

相続財産清算人　弁護士　内田　敦